

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する体制の強化を経営の最重要課題の一つとしております。
経営の意思決定において、その合理性、迅速性を追求する一方で、透明性、公正性を保つためコーポレート・ガバナンスの健全な体制を維持できるように、必要な機関を設定し、内部統制を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大村明	202,700	4.41
日本証券金融株式会社	175,800	3.82
株式会社SBI証券	88,900	1.93
カブドットコム証券株式会社	83,800	1.82
大和証券株式会社	80,400	1.75
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) ILM (常任代理人 三菱東京UFJ銀行)	65,000	1.41
武田薬品工業株式会社	64,500	1.40
マネックス証券株式会社	56,721	1.23
河邊なおみ	50,000	1.08
菅沼正司	50,000	1.08

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 マザーズ

決算期 6 月

業種 医薬品

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 3 名

社外取締役の選任状況 選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4 名

監査役の人数 3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツとの間で、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議・連携の機会を設けております。また、常勤監査役は、内部監査担当者との間で、監査実施状況に関して、日常的に協議・連携を行っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松崎 恭子	他の会社の出身者													
白川 彰朗	他の会社の出身者													
古田 利雄	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松崎 恭子		――	2003年9月就任以来、当社常勤監査役として蓄積された当社経営および業務全般にわたる深い知識と理解を、当社の健全な経営に活かすためです。 また、経営陣との間で利害関係を有する立場になく、独立性は高いと考えています。
			ベンチャーキャピタル会社における中堅企業への内部体制整備指導経験や当社におけるこれまでの社外監査役としての経験を、当社の健

白川 彰朗	○	——	全な経営に活かすためです。 また、経営陣との間で利害関係を有する立場 になく、独立性は高いと考えられるため、独立 役員に指定しております。
古田 利雄	○	弁護士法人クレア法律事務所 代表	社外役員として多数のベンチャー企業の経営 に関与した経験、弁護士としての専門知識と経 験を、当社の健全な経営に活かすためです。 また、経営陣との間で利害関係を有する立場 になく、独立性は高いと考えられるため、独立 役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役の経営参画意識を高揚し、業績向上に対する意欲や士気を高めるため、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

取締役、従業員及びその他の付与対象者については、経営参画意識を高揚し、業績向上に対する意欲や士気を高めるため、監査役については、適正な監査業務の遂行を通じて当社の健全な企業価値向上を実現するためであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成27年6月期における取締役の報酬等の内容は以下のとおりであります。
取締役3名に対する年間報酬総額は44,901千円であり、その種類別の内訳は、基本報酬44,416千円、ストックオプション485千円であります。
また、上記報酬のほか、取締役1名に対し、その兼務している使用人分の給与として総額10,371千円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会の承認を得た報酬総額の範囲内で、世間一般の役員報酬水準及び当社従業員給与水準とのバランス等を考
慮して、取締役の報酬については定時株主総会終結後最初の取締役会で決定しております。
株主総会決議による取締役報酬限度額は、金銭による報酬ならびにストックオプション等の金銭でない報酬とを合わせて年額100,000千円以内で
あります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対し、重要事項については、必要に応じて電子メール等を利用した事前説明を行い、意思決定をサポートしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会設置会社であり、コーポレート・ガバナンスに関する現状の体制は以下の通りです。

■監査役会

当社は監査役会設置会社であります。監査役会は定時監査役会を毎月1回、また必要に応じて随時臨時監査役会を開催しております。当社の監
査役会の構成は監査役総数3名の全員(常勤監査役1名を含む)が社外監査役であり、かつ、非常勤社外監査役は企業経営とコンプライアンスそ
れぞれに精通した人材を登用し、取締役会には常に出席し、取締役会の運用状況及び取締役の職務執行状況を監査しております。
また常勤監査役は取締役会以外に重要な会議に出席し、決裁書類の閲覧等を随時行っているほか、全部署の業務の計画的な監査を実施して
おります。さらに、必要に応じて適宜監査役間の協議を行い、これを通じて監査役相互の意見交換を実施しております。

■内部監査

当社は、組織規程、稟議規程等の諸規程を整備し、内部統制や責任体制を明確化するとともに、内部監査により内部牽制の働く組織的な業務運
営を行う体制を構築しております。内部監査は、独立した経営企画室を主管部署として、業務の適正な運営、改善、能率の増進を図ると共に、財
産の保全と不正過誤の予防に資することを目的として、内部統制システムの有効性の検証をしております。

■会計監査

当社は現在、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、同法人による会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査を受けており
ます。当社は監査の結果として監査法人よりはる正勧告や改善提案等の指摘を受け、これら指摘事項に関する是正改善を必要に応じて実施して
おります。また監査法人は内部監査結果を踏まえ、監査役会と適宜情報交換を行っております。

平成27年6月期において業務を執行した公認会計士の氏名及び業務に係る補助者の構成は次のとおりです。継続監査年数に関しては、全員が7
年以内のため記載を省略しております。

イ)業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員：早稲田 宏
指定有限責任社員 業務執行社員：鳴原 泰貴

ロ)業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、その他1名

■指名、報酬等の決定

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。取締役の報酬額は、株主総会で報酬の総額を決定し、取締役会でその配分を決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、社外取締役を設置していません。

【社外取締役を置くことが相当でない理由】

当社は、2015年5月1日施行の改正会社法において条文追加された社外取締役の選任、ならびにこれにより期待されているコーポレートガバナンス強化の意義について一般論として異論を差し挟むものではありません。しかしながら、当社が現時点において社外取締役を置くことの相当性については、一般論とは別に、当社の現状を踏まえ個別具体的に検討を要すると考えます。

当社の現状は、研究開発段階にあつて継続的に営業損失と営業キャッシュフローのマイナスを計上している小規模企業であります。そのため、従業員数も最少で事業の運営に当たっているのみならず、役員についても、常勤取締役3名（全員が業務執行取締役）・常勤監査役1名および非常勤監査役2名（全員が社外監査役）の最小体制で取締役会および監査役会を運営しています。このように管理コストを最低限に抑制していくことは、当社の現状からみて必然性の高い選択であると考えています。

また当社は、取締役および監査役の実力が当社の事業および組織の特性を知悉していることを活かし、会計監査人と連携を取りつつ、少人数でありながら機動性と実効性の高いリスク管理体制・コンプライアンス体制・内部監査体制を確立できています。社外取締役の設置は、現状のバランスを打ち消す方向に働きかねません。

さらに、当社は「創薬」という外部からは理解しづらい面の多い特殊な事業のみを営んでおり、かつ、開発パイプラインにある化合物も少数であるという特徴があります。現時点で当社が採り得る経営判断や中長期の経営上の選択肢はおのずから限られている上、研究開発の遂行に必要な独立性・客観性の高い意見については見識の高い専門家により構成される科学顧問会議からの聴取を随時実施していることから、社外取締役に期待される外部からのアイデア・独立性の高い意見による当社のパフォーマンス向上への期待は、一般的に想定されるよりも小さいものと考えられます。独立行政法人経済産業研究所ディスカッションペーパー『日本企業の取締役会構成の変化をいかに理解するか?』（宮島・小川）においても、当社のような情報獲得コストの高い（外部からは理解しづらい特殊な資産や技術を有する）事業特性を持つ企業においては社外取締役に期待される監督や助言が企業価値向上に貢献する効果は比較的小さいばかりか、むしろ逆の効果が観察されることが指摘されています。

一方で、冒頭に記したとおり独立性の高い社外取締役を選任することの意義について当社は十分に理解しており、上記のようなデメリットを覆し当社のより良質な経営判断に寄与するような社外取締役候補者の人選に努めております。しかしながら現時点において、これに相当する適任の人材は見つかっておりません。適任でない社外取締役を置くことは上記のような当社のバランスの消失とデメリットの増加につながることから、当社は、現時点において、当社に社外取締役を置くことは相当でないと判断しています。

したがって、当社は現時点では社外取締役を置いておりませんが、将来において社外取締役を起用し、または監査等委員会設置会社への移行を実施する可能性について、引き続き前向きに検討する所存です。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定	当社は、6月決算・9月定時総会となるため他社の株主総会が集中する時期とは重ならない利点を活かし、より多くの株主に出席していただけるよう、開催場所につきましては、当社本社の所在する静岡県沼津市の近隣地域に限らず、株主の利便性を考慮して柔軟に選定する計画であります。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、より多くの株主に議決権を行使していただけるよう、電磁的方法による議決権の行使を採用しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページにて公表しております。
個人投資家向けに定期的説明会を開催	9月下旬の定時株主総会に引き続いて開催しております。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び年度決算の決算説明会をそれぞれ2月及び8月に開催しております。
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内に構築したIR専門サイトを活用し、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動に向けた体制は、次のとおりとなっております。 IR統括責任者 代表取締役社長 河邊 拓己 IR活動推進責任者 取締役最高財務責任者兼管理部長 加登住 眞 担当部署 管理部

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

■内部統制システムについての基本的な考え方及び整備状況

当社は、「倫理綱領・行動規範」の中で、「より良い抗がん剤を一日も早く患者さんにお届けすること」を事業目標とし、その実現のため、「フェアであること」及び「科学的・倫理的・経済的に正しい道を最短の距離・時間で進むこと」を企業理念として定めております。同理念の実現のためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動から生じる様々なリスクのマネジメント、すなわちコーポレート・ガバナンスの継続的な整備・運用・改善が不可欠であります。以上の基本認識の下、当社では平成18年5月12日開催の取締役会において内部統制に係る基本方針を定め、以下に掲げる諸施策の継続的な実施を推進しております。

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの体制・仕組みづくりとコンプライアンス意識の啓発活動を行い、必要に応じて社長に対する助言を行うとともに、平素の業務執行全般にわたるコンプライアンス意識を高めるべく、役職員に対し教育等を実施する。さらに、取締役による法令等に抵触しもしくはその疑いのある職務執行についての相談、通報等に関しコンプライアンス相談窓口制度を適切に運用し、不正行為等の早期発見とその是正を図る。

なお、会計監査人および監査役による監査と別に、内部監査規程に基づき監査を実施する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令および文書管理規程に基づき、文書等の保存を行う。

また、情報の管理については情報システム管理規程および運用実施要領、個人情報保護については必要に応じガイドライン等を定め、適切に対応する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、平時から全社横断的な情報交換と各部門の有するリスクの洗い出しを実施してリスクの軽減に取り組むとともに、有事においては危機管理規程に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置して危機管理にあたる。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

また、業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定するとともに、各部門においてはその目標達成に向け具体策を立案し実行する。

なお、これら職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。

(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、従業員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、教育の機会や日常のミーティング等を通じて指導する。また、従業員による法令等に抵触しもしくはその疑いのある職務執行についての相談、通報等に関しコンプライアンス相談窓口制度を適切に運用し、不正行為等の早期発見とその是正を図る。

なお、これら職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。

(6)会社の属する企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は特定の企業集団に属しておらず、また当社の子会社・関係会社も存在しないため、当該体制は特に有していない。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では、監査役の判断により、当社の規模に鑑み、監査役の職務を補助すべき独立した使用人を設置していないが、監査役が当該使用人の設置を求めたときは遅滞なく、監査役の業務補助のため補助使用人を置く。

専任でない補助使用人が監査役補助職務を担う場合には、監査役の当該補助使用人に対する指揮命令に関しては取締役以下当該補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けず、当該補助使用人の人事処分には監査役の同意を必要とする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

また、常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

なお、監査役は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換など連携を図ることによって、監査役監査の実効性を確保する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、関連諸規程を整備し、内部統制システムを構築する。

内部統制システムの機能の適正性を継続的に評価し、必要に応じて是正することによって、金融商品取引法および関連法令等への適合性を確保する。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

「キャンパス行動規範」に基づき、市民社会の秩序・安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力からの不当要求や働きかけに対しては、毅然と対応することによって、反社会的勢力を排除する。

この基本方針と対応方針を徹底するために、反社会的勢力に対応する主管部署を管理部に定めるとともに、不当要求や働きかけがあったときは反社会的勢力対応要領に基づき直ちに統括部署に報告し組織的に対応する。

(11) この基本方針および規程等の見直しについて

当社は、今後この基本方針および規程等を常に見直し、必要に応じ改正することによって、事業内容の拡充や周辺環境の変化に対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

■反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は市民社会の秩序・安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針としております。

■反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では反社会的勢力に対応する主管部署を管理部に定めるとともに、不当要求や働きかけがあったときは反社会的勢力対応要領に基づき直ちに統括部署に報告し組織的に対応することとしております。また、総会屋・暴力団等の反社会的勢力との関係絶縁、及び反社会的勢力からの不当な要求や金銭的な利益の圧力に対して断固拒絶する旨、役職員全員に対して周知徹底を図っております。

